

相楽東部広域連合障害者介護給付費等支給認定審査会委員の定数等を定める条例

平成 21 年 3 月 31 日
条 例 第 16 号

(審査会の委員の定数)

第 1 条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 15 条の規定により設置する相楽東部 広域連合障害者介護給付費等支給認定審査会（以下「審査会」という。）の委員の定数は、18 人以内とする。

(委任)

第 2 条 法令及びこの条例に定めるもののほか、審査会に関し必要な事項は、広域連合長が別に定める。

附 則

この条例は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年条例第 1 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 31 年条例第 2 号）

この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。